

「東急ウェリナ旗の台」  
特定施設入居者生活介護等 利用契約書

東急ウェルネス株式会社

利用者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という）に定める指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設等」という）の利用にあたり、下記のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

この証として、当事者は本契約書2通を作成し、署名押印の上、利用者および事業者がその各1通を保有し、契約当事者以外の関係者はその写しを保有します。

**表題部**

(1) 契約の締結年月日

契 約 締 結 日	年 月 日
-----------	-------

(2) サービス提供施設の表示

名 称	東急ウェリナ旗の台（以下「目的施設」という）
所 在 地	東京都品川区旗の台2丁目12番1号（住居表示）
特定施設入居者生活介護事業所 東京都指定第1370903831号 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 東京都指定第1370903831号	

(3) 契約当事者の表示

利 用 者 名	住 所  氏 名 <span style="float: right;">印</span>  【利用者の代理人または法定代理人】 住 所  氏 名 <span style="float: right;">印</span>  種類：(補助人、保佐人、後見人)
事 業 者 名	東急ウェルネス株式会社 東京都渋谷区南平台5番6号 代表取締役 大友 教央 (代表者代理) 東急ウェリナ旗の台 総支配人 飯塚 研次 <span style="float: right;">印</span>

\*種類：代理人が法定代理人の場合は当てはまるものに丸をお付けください。

(4) 上記(3)「契約当事者」以外の関係者の表示 3. 契約当事者以外の表示

身元引受人	住所 氏名 続柄： 印
契約立会人	住所 氏名 続柄： 印

## 第1章 総則

### (契約の目的)

第1条 事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用する要支援者または特定施設入居者生活介護を利用する要介護者（以下、「利用者」という）に対し、指定特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条および第5条に定めるもの。以下同じ）は、重要事項説明書に添付する『介護サービス等の一覧表』に定めるとおりとします。

3. 事業者は、前項に定めるサービス提供にあたり、全部もしくは一部の業務を第三者に委託（以下「運営事業者」という）および再委託をすることがあります。この場合、事業者は、運営事業者から定期的な報告を求めると共に、事業者が運営事業者に対し、指示命令を行うものとし、利用者への円滑なサービス提供に努めるものとします。

### (契約期間と更新)

第2条 本契約の有効期間は、 年 月 日～ 年 月 日とします。

ただし、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定または要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定または要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定または要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

### (運営規程)

第3条 事業者は、指定特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程（以下「運営規程」という）を定めます。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務内容
- 三 入居定員および居室数
- 四 指定特定施設等のサービス内容および利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画または特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という）に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

- 2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練および療養上の世話をを行います。
- 3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練および療養上の世話をを行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の指定特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第35号第238条第3項第一号、厚生省令第37号第182条第3項第一号および当該省令の解釈通知である老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービスおよび個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙「要支援認定または要介護認定に伴う確認書」の書面に定めるものをいいます。

(介護予防または介護の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービスまたは介護サービス（以下、「介護等」という）を、原則として目的施設における利用者の居室、静養室、サポートリビングにおいて提供します。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体を実施する事業に協力するよう努めるものとします。

## 第2章 介護等の内容確認とその手続き

(要支援認定または要介護認定に伴う確認書)

第8条 事業者は、利用者がサービスの利用を開始するにあたり、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要支援認定または要介護認定に伴う確認書」を利用者に交付します。

- 一 介護サービスの開始日
  - 二 介護度および利用者負担割合毎の利用者負担の上限額
- 2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して次の各号に定める事項について説明を

行い、それについての利用者の意思を確認します。

- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額への同意、およびその支払方法について法定代理受領とするか償還払いとするかの選択
  - 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関するサービス内容および利用料金についての同意
  - 三 その他利用者または事業者において必要と考えられる事項
- 3 事業者は、次の各号に定める事項について変更があった場合は、「要支援認定または要介護認定に伴う確認書」を新たに利用者へ交付するものとします。
- 一 介護報酬単価
  - 二 加算の種別または単価
  - 三 地域区分単価
  - 四 その他介護度および負担率の変更以外の事由による利用者負担額

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

- 第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案または変更案を作成します。
- 2 前項の原案または変更案は、利用者またはその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

### 第3章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

- 第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族等に関する事項を第三者にもりません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

### 第4章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金)

- 第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、本契約第8条に定める「要支援認定または要介護認定に伴う確認書」および本契約第9条に定める「特定施設等サービス計画」に基づき支払うものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した明細書を利用者の銀行口座からの引き落とし前に送付します。

(利用料金の変更)

第12条 介護保険法令等の変更に伴い本契約第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、事業者は利用者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

2 本契約第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、利用者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合、事業者は、東京都が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事業者の故意または過失による事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意または重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

## 第5章 契約の終了

(契約の終了事由)

第15条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 介護予防特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
- 三 特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
- 四 目的施設における終身建物賃貸借契約またはサービス利用契約が終了した場合
- 五 事業者が介護保険法令等に基づく指定特定施設等の事業者指定を取り消された場合または指定更新を行わなかった場合
- 六 利用者が指定特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 七 第16条または第17条に基づき本契約が解除または解約された場合

2 前項第二号または第三号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、引き続き特定施設等入居者生活介護の利用契約を締結しようとする場合、本契約は有効に継続するものとします。

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

一 医師の意見を聴く

二 一定の観察期間をおく

三 契約解除の通告について90日の予告期間をおく

四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと

3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し、または支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90日の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。

(利用者からの中途解約)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 第15条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から30日以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

## 第6章 苦情処理

(苦情処理)

第19条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

2 利用者は、行政機関または国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

3 事業者は、前2項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。



## 第7章 その他

(サービス内容の開示)

第20条 事業者は、本契約に基づくサービスについて、利用者またはその代理人からその記録の開示請求を受けたときは、速やかに交付します。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項および疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第22条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることを、事業者および利用者はあらかじめ合意します。

以上